

# 業務委託仕様書

## 1 委託業務名称

進出企業コミュニティ形成促進業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

## 3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

## 4 趣旨・目的

本市が推進する京都市企業立地促進プロジェクト（**別紙**参照）により、今後、京都市内に進出する企業の増加が見込まれる中、京都市外から市内に進出した企業（以下、「進出企業」という。）が事業展開に必要な支援・ネットワーク等につながる機会の創出を通じて、進出企業を含むコミュニティの形成や京都への定着を支援するとともに、ビジネス拠点としての京都の魅力の1つである大学・学生の豊富さを活かし、進出企業が多様な人材とつながる機会の創出を通じて、進出企業の人材確保を支援するため、本業務では以下の項目に取り組む。

## 5 委託内容

### (1) 進出企業コミュニティ形成促進事業の企画・運営

進出企業等を対象に、京都市内における事業展開に必要な支援を提供する支援機関等とのつながりの創出や、他の地域企業<sup>※</sup>や大学・学生等とのネットワーク構築の促進、進出企業間の交流機会の創出などを図るため、以下の内容を含んだプログラム等を造成・実施すること。

※ 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する、京都のまちに根差して活動する事業者

#### ア 支援機関等との交流機会の創出

市内の産業支援機関や金融機関、経済団体など、進出企業の事業展開を支える支援機関等と交流するセミナー・相談会等の開催

#### イ 地域企業との交流機会の創出

進出企業と他の地域企業との連携・協働の促進を目的としたセミナー・相談会等の開催や既存の地域企業コミュニティとの接続

#### ウ 大学・学生等との交流機会の創出

進出企業が京都の学生等に就職・インターンシップ先の候補として認知される機会の創出など、進出企業の人材確保を支援することを目的としたセミナー・交流会・勉強会等の開催

#### エ 学生コミュニティの調査・集客

(7) 5(1)ウに参加する学生を確保するため、進出企業と親和性が高いと考えられる学生等で構成するコミュニティを調査し、各コミュニティとの連携や、後年度も含め継続して連絡・周知できる手段を確立するとともに、今年度を実施する5(1)ウのプログラムの集客

に活用すること。また、調査したコミュニティの情報及び確立した連絡・周知手段については、京都市でも活用できるよう整理のうえ、報告すること。

- (4) 連絡・周知可能な学生等の人数の目標値は、合計1,000人以上とする。
- (5) コミュニティの調査方法については、京都市と協議のうえ決定するとともに、原則、京都市と連携して調査に取り組むこと。

#### オ 進出企業等で構成する SNS コミュニティの管理・運営

進出企業同士が円滑に情報共有・情報発信できるよう、Facebook 等の SNS を活用した進出企業等の SNS コミュニティを開設・管理すること。また、SNS コミュニティ内のやり取りが活性化するよう運営すること。

なお、ア～ウの提案に当たっては、以下のとおり実施するとともに、プログラムごとに参加者に対してアンケートを実施し、結果を報告すること。また、実施内容等については、京都市と協議のうえ決定すること。

- ・ 実施回数：ア・イ…合計3回以上、ウ…2回以上
- ・ 実施時期：令和5年8月～令和6年2月
- ・ 実施規模：ア…進出企業等10社以上、支援機関等10機関程度  
イ…進出企業等10社以上、地域企業10社程度（実施形態により調整）  
ウ…進出企業等10社以上、大学・学生等30人程度（実施形態により調整）
- ・ 実施手法：ア・イ…リアル開催（オンラインを併用したハイブリッド開催も可）  
ウ…原則リアル開催（提案によってはオンライン、ハイブリッド開催も可）
- ・ 実施場所：京都市内

#### (2) 進出企業コミュニティ形成促進事業に関するレポート記事作成・発信

京都進出を検討している企業等に対し、本事業に関する情報を発信し、進出後の支援を PR するため、5(1)ア～ウで実施する内容に関するレポート記事を作成するとともに、必要な調整を行ったうえで京都市企業誘致 web サイト「Kyo-working | 京ワーキング」に掲載すること。

#### (3) 進出企業等に関する情報発信

##### ア 進出企業情報を発信する web サイトの作成・運営

進出企業に対する他の地域企業や京都の大学・学生等の認知度向上を図るため、進出企業に関する情報を体系的にまとめた web サイトを作成・運営し、効果的な情報発信に取り組むこと。

本サイトの作成・運営に当たっては、以下のとおり実施するとともに、京都市と協議のうえ内容を決定すること。

- (7) 本サイトと京都市企業誘致 web サイト「Kyo-working | 京ワーキング」を接続するとともに、本サイトのデザインやコンテンツについて、「Kyo-working | 京ワーキング」との連動を意識した内容にすること。接続にあたり、「Kyo-working | 京ワーキング」の保守管理を受託している事業者と必要な調整を行うこと。
- (8) 本サイトの構成について、進出企業に対し募集等の方法で掲載の意向を確認し、掲載を希望する企業ごとに企業概要等を紹介するとともに、地域企業に向けた事業連携の呼びかけや学生に向けた採用・インターンにおいて求める人材を発信するコンテンツを

作成し、効果的に情報発信できるよう工夫すること。また、企業の進出状況に応じた掲載企業の追加や、コンテンツ作成に必要な進出企業等との調整を行うこと。

- (j) 本サイトを安定的に運営するため、必要な保守を行うとともに、定期的に OS や使用するソフトウェアにおける脆弱性の有無の確認と対応を行うこと。ただし、緊急性の高いものについては、随時対応を行うこと。
- (k) システムに障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。また、障害の原因について調査し対策を講じるとともに、障害内容や発生日時、原因などを報告すること。また、必要に応じて、障害発生初期の段階で事前に対応方法を示すこと。
- (l) 本サイトの作成にあたっては、本市が指定する「lg.jp」ドメインを使用すること。

#### イ 5(3)ア(4)に係る学生等の若者世代に向けた SNS を活用した情報発信

主に学生をはじめとした若者世代に向けて進出企業の情報を多様なチャンネルで発信することを目的に、TikTok や Instagram、Youtube 等のプラットフォームを活用し、アカウントを開設・管理し、動画の作成・投稿を行うなど、SNS を活用した情報発信に取り組むこと。

発信に当たっては、以下の点に留意するとともに、発信する対象に応じた効果的な手法を検討し、京都市と協議のうえ決定すること。

- (7) 動画作成に必要な企業等へのインタビューや撮影、編集作業等を行うとともに、投稿に必要な各種調整を行うこと。
- (8) 進出企業を紹介する動画を作成し、投稿すること。
- (9) 作成・投稿した動画については、5(3)アで作成するサイトや京都市企業誘致 web サイト「Kyo-working | 京ワーキング」からアクセスできるようにすること。

## 6 独自提案

5に記載の内容以外にも、受託者独自のネットワークやノウハウを活用し、本事業の趣旨・目的の達成に資する方法を提案すること。

## 7 進捗管理

受託者は、契約後速やかに業務スケジュールを提出するとともに、週1回程度、本市との打ち合わせを設定し、スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。また、必要に応じて臨時的な打ち合わせを設定すること。

## 8 実施報告書

本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

## 9 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「個人情報の保護に関する法律」、「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (2) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者

と本市が協議のうえ、決定することとする。

(3) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。

(4) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。

なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。

(5) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。